

監査委員告示第 3 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 3 年 3 月 30 日

上田市監査委員 小池 功二
同 小坂井 二郎

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
令和2年度 定期監査に基づくもの					
1	R2	総務部、 財政部	総務課、財産 活用課	<p>(意見)</p> <p>・担当課が所管している普通財産の土地、建物について 上田市財務規則(第173条の2第2項)によれば、普通財産は、別段の定めをしたもの以外は財産活用課長が所管することとなっていますが、活用もされず担当課が所管を続けている土地、建物が多く見受けられます。 これらは、行政財産を用途廃止し普通財産になった土地建物や、元々普通財産であった教員住宅の跡地などで、担当課が経費をかけて除草等の維持管理を続けています。 担当課によると、引き取りにあたっては、財産活用課から、建物の取り壊し、境界確定、処分方法の指示などが求められるとのことですが、その明確な基準、方法などが示されておらず、担当課では対応ができず、そのままの状態が継続しています。 財産としての不動産管理は、今後の活用や処分方法などを総合的に判断する意味でも一箇所で行うことが望まれ、また、不用となった不動産の売却は、売却代金や固定資産税等の収益が得られ、財源確保の面からも有効です。 普通財産を所管課から財産活用課へ移管する際、担当課がすべき作業分担などを明確に定め、基本的にはノウハウのある財産活用課が処分のための作業を進めることが望まれます。 また、そのための人員体制の整備が必要です。</p>	<p>【総務課】 平成29年4月の組織改正において、遊休財産の処分及び利活用を推進するため、財政部に財産活用課を新設するとともに、人員体制を強化しました。 各所属の人員については、組織とアライン等を通じて所属の行政課題及び業務量を把握した上で配置しており、引き続き適正な人員配置に努めていきます。</p> <p>【財産活用課】 財産活用課では、行政財産の供用廃止または用途廃止をし、処分し若しくは普通財産として財産活用課長へ引継ぐにあたり、担当課と財産活用課が共同で移管作業を進めるための作業分担などを定めた「上田市行政財産の用途廃止及び財産処分の手続基準」を令和3年3月に作成いたしました。 今後は、作成した手続き基準に従い、担当課と財産活用課で協力のうえ、売却等を進め財源確保に努めてまいります。 また、財産活用課と担当課との協議内容については記録を残し、人事異動の際にも、処分のためのノウハウを引き継ぎ、職員のスキルアップ及び財産処分の継続を図ります。 既に、教育施設整備室の建物を取り壊した教員住宅の敷地で、公共施設として再利用の予定のないものについて、測量を行うなど、売却に向けた準備に着手しております。 今後の業務量の増加に伴う人員体制については、組織とアラインにおいて総務課へ増員を要求してまいります。</p>
2	R2	財政部	財産活用課	<p>(意見)</p> <p>・上田城跡公園南側のバス専用駐車場の用地について 上田城跡南駐車場の用地は、平成24年度に土地開発公社から土地取得事業特別会計により買い戻され、その後、一般会計からの返済が継続していますが、完済に至っていません。 平成27年度、公園緑地課により整備され、観光課がバス専用駐車場として管理し、1台あたり2,000円の料金を徴収してきましたが、現在は、本庁舎建設工事用車両置場など他用途に使用されてます。 地方自治法によれば、基金に属する財産は公有財産の管理の例によることとされており、この用地は普通財産として管理されることとなります。(地方自治法(第241条第7項)) したがって、土地取得事業特別会計及び普通財産を管理する財産活用課が所管するものと判断されます。 今日に至るまで、どこの所属が管理すべきかが曖昧な状況が続いていますが、事故発生の対応など不測の事態に備え、管理の明確化が求められます。 また、観光バス駐車場として整備、使用する場合や、本庁舎建設工事用車両置場などで使用する場合、所管すべき財産活用課と担当課との間に協議書等を整えることが望まれます。</p>	<p>所管、管理に関しては、平成27年8月に、「新設する駐車場の管理に関する会議」を当時の契約管財課・公園緑地課・観光課・財政課で開催し、平成28年度からは、契約管財課が普通財産として所有するが、実質的な管理は観光課が行うこととしました。 よって、これまで観光課が管理を行ってまいりましたが、現在は観光バス駐車場として使用されていないことから、管理状況を確認いたしました。 庁舎整備室では、令和元年度から令和2年度末まで本庁舎建設工事用車両置場として使用するため、観光課へ協議しましたが、財産活用課へは協議がされていませんでした。 他に使用中の担当課に対しては、令和3年度以降は協議書を整えるため、基金に属する財産である事を説明し、令和3年度以降も使用する場合は協議書を作成し、財産活用課に協議するよう指示いたしました。 また、観光課に対しても、再度バス専用駐車場として使用する際は、協議書を作成し、財産活用課に協議するよう指示いたしました。</p>

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
3	R2	財政部	財産活用課	<p>(意見)</p> <p>・自動販売機の入札について 上田市の公の施設に設置されている自動販売機の設置については、財産活用課で取りまとめ入札により設置業者を選定し、契約しています。</p> <p>しかし、最近の自動販売機による飲料販売の減少に伴い、応札する業者がいない若しくは予定価格を下回り不調となるケースが多発しています。</p> <p>設置の必要が無いと判断し撤去した施設も多数ありましたが、設置の継続を希望する施設(6箇所)においては、急遽、行政財産の目的外使用許可を出し対応しました。</p> <p>その結果、条例に基づく使用料を徴収することとなりましたが、その使用料金は、最高入札金額よりかなり低い破格値(最高入札金額の2.8%から9.1%)となりました。</p> <p>財源確保の観点から考え、予定価格の変更を行い再入札するか、現設置業者に契約延長を求めるなどの措置が望まれます。</p>	<p>平成30年度の入札において不調となった令和元年度自動販売機の公募は、入札額と予定価格の乖離が大きく、入札条件を変更し予定価格を下げて再入札を行っても落札しないと判断いたしました。</p> <p>令和元年度には、自動販売機を設置しない事による施設利用者の行政サービスの低下が生じることを危惧し、入札予定価格については、他市への調査もふまえて、今までの契約額(実績)ベースを見直すこととしました。</p> <p>この変更により、平成30年度に不調となった6箇所は、令和元年度の方が高い価格での落札結果となったことから、応札者間における価格競争の原理が機能しているものと考えます。</p> <p><参考> 平成30年度入札 応札者10者 落札率54% 令和元年度入札 応札者11者 落札率66%</p>
4	R2	総務部、 財政部、 武地域自治センター	行政管理課、 財産活用課、 地域振興課	<p>(意見)</p> <p>・美ヶ原高原の市有地貸し付けについて 美ヶ原高原の市有地(上田市武石上本入2085番地78)の一部を貸し付け、ガソリンスタンド、店舗、保養所などが建設されましたが、施設を建設した2法人は、既に倒産しています。</p> <p>賃借料(私債権)については、平成20年以前のものが残っていますが、その後は請求されていません。</p> <p>平成30年度の定期監査において、この賃借料の処分について指摘したところ、武石地域自治センター地域振興課からの措置通知では、相続人への催告、時効の援用があった場合の不納欠損、議決に基づく債権放棄も検討していくとのことでしたが、進展がありません。</p> <p>土地賃貸借契約書によると、賃貸借が終了した場合は賃借人の費用負担で原状回復して返還することと明記されていますが、現地調査をしたところ建物は残存しており、景観上、安全上、非常に問題がある状況です。</p> <p>賃借料については、回収困難な場合は債権放棄等で不納欠損できますが、残された建物の撤去が問題です。</p> <p>法的に取れる措置を弁護士等に相談し、上田市が建物解体する場合の費用をどう捻出するか、全庁的にこの課題に取り組み早急な対応が求められます。</p>	<p>[武石地域振興課] ・(ガソリンスタンド・店舗) 法人はみなし解散されており、代表取締役と取締役は同一人で既に亡くなっています。この場合、債権回収するには、市から清算人を立てる申し出を行う必要がありますが、債権回収額との費用対効果も比較し、債権放棄も考えていく必要があります。残存物件の撤去も含め、弁護士等に相談し、どのような法的措置が取れるか財産活用課等関係課と協議中です。</p> <p>・(保養所) 法人は解散されておらず、役員も市内に在住しています。役員への未収金の請求、残存物件の撤去も含め、弁護士等に相談し、どのような法的措置が取れるのか財産活用課等関係課と協議中です。</p> <p>[財産活用課] 法人がみなし解散されており、市において代理で解体工事を実施して、その費用請求をするにあたっては、清算代理人を選任する必要があり、その経費を鑑みると、解体工事後の後利用が定まって、費用対効果が充分にあると明確になったところで解体すべきと考えます。</p> <p>後利用については、該当建物の周辺環境や地域性等を考慮しながら、武石地域で検討したうえで、公有財産管理委員会の場において諮ることも必要と考えます。</p> <p>[行政管理課] 市有地上の民間所有施設についての処分につきましては、土地賃貸借契約を行っている武石地域振興課において、これまでの経過も含め精査し、法に則り適正な手続を進めることが優先であると考えます。その上で、全庁的に取り組む事項を検討してまいります。</p> <p>また、上田市組織規則で定められており、また、「財産管理の総合調整及び指導に関すること」「財産の管理、活用及び処分に関すること」など、市の財産についての統括は財産活用課の事務分掌であると認識しております。</p>

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
5	R2	総務部	総務課、行政管理課	<p>(意見)</p> <p>・内部統制について 地方自治法の規定では、監査を受けた者が、監査の結果に基づき措置を講じた場合にはその内容を監査委員に通知(措置通知)し、監査委員はこれを公表することとされていますが、上田市においては、すべての監査結果に対して措置通知を受け取っています。 措置通知に記載されている内容について実施状況を検証してみると、記載どおりに履行されていない事例が多数見受けられ、また、指摘事項に対してどの様に対応すべきかが分からずに検討しますと回答したまま、放置している事例もあります。 その結果、次の定期監査で同じ内容のことを指摘する状況にあり、数年来、改善が見られない状況が続いています。 これは、措置通知に記載された内容がそのとおり履行されているかを、市全体で管理監督するポジションが必要ですが、その仕組みがないことが要因です。 地方自治法の改正に伴い地方自治体が内部統制に取り組みなければならない状況下、監査結果報告に対する対応については指摘された担当課所のみ委ねるのではなく、その対応が適切であるかを審査・調整し、また、実施状況を監督指導するコンプライアンスを推進する部署の創設が必要です。</p>	<p>【総務課】 内部統制に係る組織改正については、内部統制の具体的な仕組み等を構築する中で、検討すべきものと考えています。</p> <p>【行政管理課】 内部統制につきましては、令和元年度の定期監査に基づく監査意見に対しお答えさせていただきましたとおり、今後に向けて先進地の動向について情報収集等を行ってまいります。 また、監査結果の取り扱いにつきましては、内部統制の視点から、総務省が示す「地方公共団体における内部統制制度導入・実務ガイドライン」に沿い、整備及び運用に要するコストと得られる便益(リスク減少度合い等)を踏まえた上で、重要性の大きなリスクから優先的に検討することを考えております。</p>
6	R2	政策企画部	上田市交流文化芸術センター	使用料及び賃借料で支払うべきものを、委託料で支出していました。(「最貧前線」上田公演実施委託に係る原作使用許諾料)	課内でチェックを行い、適正な科目から支出いたします。
7	R2	市民まちづくり推進部	人権男女共生課	行政財産を用途廃止した普通財産の土地建物を所管しています。財産活用課へ所管替えることが適切です。(旧上田市沢沢共同作業場の土地建物：上田市殿城805番1)	令和3年3月に策定された「上田市行政財産の用途廃止及び財産処分の手続基準」に基づき、財産活用課と共同で移管作業を進めてまいります。
8	R2	福祉部	福祉課	生活保護費返還金(公債権)について、消滅時効(5年)を中断するための債務承認等がされていないものが多く、適正な管理が必要です。	処理状況を再確認のうえ、適正な管理となるよう、早期解決に努めます。
9	R2	福祉部	福祉課	行政財産を用途廃止した普通財産の土地建物を所管しています。財産活用課へ所管替えることが適切です。(旧就労センター上田事業所の土地建物：上田市五加998番 外)	令和3年3月に策定された「上田市行政財産の用途廃止及び財産処分の手続基準」に基づき、財産活用課と共同で移管作業を進めてまいります。
10	R2	農林部	農政課	予算の補正がされず、多額の不用額がありました。((款06)農林水産業費(項01)農業費(目05)畜産業費(事業01)畜産業振興事業費(節19)負担金、補助金及び交付金(細節)補助金:配当残高4,570,222円 予算執行率58.0%)	事務事業及び予算の適正な執行管理を行うため、月末毎に「所属別科目別歳入一覧表」、「所属別事業別歳出一覧表」により、予算の執行状況を課内員で共有・確認することとし、必要に応じ課内会議を行うことといたしました。
11	R2	農林部	森林整備課	公有財産の取得にあたり、財政部長協議がなされていませんでした。また、財産活用課長宛に「公有財産異動報告書」、会計管理者宛に「公有財産異動通知書」がいずれも提出されていませんでした。(有害鳥獣防除対策事業用地：上田市野倉1691番)	本件につきましては、財務規則等の認識不足により発生したものであり、「公有財産異動報告書」及び「公有財産異動通知書」については、指摘後に各担当課へ提出しました。 今後の公有財産に係る事務につきましては、財務規則及び同取扱規定を遵守のうえ、事務の執行に努めます。
12	R2	丸子地域自治センター	地域振興課	年度をとおして使用する行政財産の目的外使用料について、4月1日付で調定がされておらず、収入も7月以降となっていました。(相手方：上下水道局事務所、上田地域広域連合事務局事務所、自動販売機の設置2件)	「行政財産目的外使用許可事務取扱いについて」に基づき、使用料は許可証と同時に納付書を発行するとともに、4月中に許可する案件については、4月30日を納期限といたします。

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
13	R2	丸子地域自治センター	産業観光課	行政財産の目的外使用料は、使用前納付が原則とされていることから、年間をとおして使用するものについて、正当な理由がない限り年度当初(概ね4月中)に納付させるよう改善が必要です。(鹿教湯温泉交流センター事務室使用料、鹿教湯郵便局使用料、鹿教湯温泉センター(五台橋照明引込ボックス)使用料)	4月中の納付を依頼します。なお、鹿教湯温泉交流センター事務室使用料については、鹿教湯温泉観光協会の会計状況から4月納付が困難なため、理由を明確に納期限を設定します。
14	R2	丸子地域自治センター	産業観光課	補助金について、補助率を超え、全額補助している経費がありました。(商工業振興事業補助金(補助率1/2)11,639千円のうち駅前ロータリー土地賃借分(上田市全額負担)252千円)	土地賃借の上田市負担分であるため、商工業振興事業補助金経費から除き、負担金として支払うこととしました。
15	R2	真田地域自治センター	市民サービス課	行政財産の目的外使用料を、真田総合福祉センターを一般使用する科目で徴収していますが、根拠条例が違いため細節で分けて管理することが望まれます。(シルバー人材センター事務所、作業所103,788円)	令和3年度予算から、施設使用料と行政財産目的外使用料を細節で分けて歳入管理を行ってまいります。
16	R2	真田地域自治センター	建設課	一体性があると思われる工事で、合理的な理由がなく分割発注し、同一者と随意契約としていた事例がありました。(事業名)(01)市道新設改良事業費 道路改良工事(大畑横沢線) 道路舗装工事(大畑横沢線)	当初は限られた予算の中で年次計画で工事を進めていく予定でしたが、道路改良工事発注後の現場状況変化や地元要望を考慮し対応したため、指摘のとおり結果となりました。今後は、地元関係者との事前協議を十分に行之適切な工事発注に努めてまいります。
17	R2	武石地域自治センター	地域振興課	美ヶ原高原の市有地(上田市武石上本入2085番地78)について、賃借料の回収及び残存建物の処分を進めてください。	未収金の回収、債権放棄、残存物件の撤去も含め、弁護士等に相談し、どのような法的措置が取れるか財産活用課等関係課と協議中です。
18	R2	武石地域自治センター	地域振興課	平成30年度定期監査において、普通財産の土地の内、明らかに道路用地になっているもの等は所管替等の手続きするよう意見しましたが、実施されていませんでした。(上田市武石鳥屋62番1、63番1 上田市下武石1644番3)	令和2年12月22日付で道路用地として武石産業建設課へ所管替えを行いました。
19	R2	武石地域自治センター	産業建設課	普通財産の土地を所管しています。地域振興課へ所管替えすることが適切です。(上田市武石小沢根1115番4、1115番5、1115番10)	当該公有財産について、令和2年12月9日付にて地域振興課へ所管替えし、引き継ぎました。

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
-----	------	----	----	-------	----------

令和2年度 定期監査に基づくもの

20	R2	会計管理者組織	会計課	<p>(意見)</p> <p>・現金取扱員について 現金取扱員は、会計管理者の事務を補助する会計職員であり、会計管理者は、現金取扱員に変更があった場合は「現金取扱員任免報告書」を提出するよう求めています。(上田市財務規則第3条、上田市財務規則取扱規定第2条)</p> <p>例年、この報告がなされていない課所が複数あり、従来の監査では、報告をしなかった課所に対しての指摘事項として取り扱ってきましたが、内部統制の観点から平成30年度定期監査において会計課に対策を求めたところ、それに対しての会計課から監査委員へ提出された措置通知は、「現金取扱員の任免報告については、令和2年度から年度当初の多くの職員が異動する4月には、全課所からの報告とするよう改善します。」との内容でした。</p> <p>しかし、本年度の監査を実施したところ11課所の報告漏れがあり、また、令和2年3月25日付で会計課から所属長宛に出された文書「出納員等の事務引継及び現金取扱員任免報告書の提出について(依頼)」では、全ての課所からの提出を求める内容になっていませんでした。</p> <p>以前は、現金取扱員に対して現金取扱員証を発行し現金を取り扱う際には携帯しなければならないこととされていましたが、これを規定していた財務規則第3条の3は、平成21年度から削除されています。</p> <p>現金取扱員は、出納員(所属長)が任命しますが、指示等が十分でないため、自分自身が現金取扱員であるという認識が薄く、また、その職務についても十分理解されている状況ではないように見受けられます。</p> <p>現金取扱員を任命する意義を再検討し、適切な対応を望みます。</p>	<p>現金取扱員の任免報告については、令和2年度より全課所から報告するように改善する予定でしたが、現金取扱員任免報告書の提出方法について再度検討したところ、現金取扱員の任免確認の管理が難しくなることから提出方法は変更せず、年度当初の多くの職員が異動する4月においても、変更があった課所のみ報告書を提出することとします。ただし、Web21の掲示板や回覧板を利用し、定期的に職員が現金取扱員の名簿確認を行うことにより、報告漏れのないよう取り組んでまいります。</p> <p>また、出納員及び現金取扱員の責務について職員に理解してもらうため、現金取扱員任免報告書の提出依頼文書や研修会等で周知してまいります。</p>
----	----	---------	-----	---	---

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
令和2年度 定期監査に基づくもの					
21	R2	上下水道局	下水道課	一体性があると思われる業務委託で、合理的な理由がなく分割発注し、同一者と随意契約としている事例がありました。(本原南処理場異常流入水追跡調査業務、本原南処理場異常流入水流量測定調査業務)	今後は、発注するにあたり状況を把握するための詳細な事前調査を課員に周知徹底するとともに、条例及び関係諸規定を順守し適切な事務処理に努めてまいります。
22	R2	上下水道局	丸子・武石上下水道課	一体性があると思われる業務委託で、合理的な理由がなく分割発注し、同一者と随意契約としている事例がありました。(藤原田処理場内電気設備撤去設計業務委託、藤原田処理場内機械設備撤去設計業務委託)	今後は、発注するにあたり状況を把握するための詳細な事前調査を課員に周知徹底するとともに、条例及び関係諸規定を順守し適切な事務処理に努めてまいります。

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
令和2年度 定期監査に基づくもの					
23	R2	教育委員会	教育施設整備室	建物を取り壊した教員住宅の敷地等、再建築の予定のないものについては、財産活用課への移管が適切です。(上田市別所温泉1879番5外3箇所)	建物を取り壊した教員住宅の敷地等、再建築の予定のない土地について、財産活用課への移管を進めます。
24	R2	教育委員会	教育施設整備室	耐用年数が過ぎた古い教員住宅について、入居者がいないもの多く見受けられます。再整備するか廃止するかを検討し、早期の対応が望まれます。	耐用年数が過ぎ、今後入居募集を行う予定のない建物については、予算の範囲内で、順次、解体・撤去を進めます。
25	R2	教育委員会	生涯学習・文化財課	普通財産の貸付料の収入科目は「財産収入」ですが、「行政財産目的外使用料」で収入している事例がありました。(旧上田市民会館北側土地:自動販売機設置)	従来、財政課の判断により「行政財産目的外収入」として収入してきましたが、当該土地が現在は普通財産であることから、普通財産の「財産収入」として収入するよう改めました。
26	R2	教育委員会	生涯学習・文化財課	旧上田市民会館について、市庁舎改築期間中の代替会議室として使用していますが、行政目的で使用しているようであれば、行政財産として管理すべきと考えます。	旧市民会館は、上田城跡の復元整備のため閉館後は早急に取り壊す予定で財産区分を変更しないでおりましたが、行政財産に変更して管理するよう関係課と協議してまいります。
27	R2	教育委員会	生涯学習・文化財課	行政財産を用途廃止した普通財産の土地建物を所管しています。財産活用課へ所管替えることが適切です。(旧中吉田同和地区集会所:上田市芳田2220番4、旧矢沢同和地区集会所:上田市殿城800番1)	令和3年3月に策定された「上田市行政財産の用途廃止及び財産処分の手続基準」に基づき、財産活用課と共同で移管作業を進めてまいります。
28	R2	教育委員会	スポーツ推進課	体育施設使用料について、調定書に歳入の根拠となるレジのジャーナルが添付されていませんでした。(上田城跡公園体育館管理事務所の管理する体育施設)	当該管理事務所で管理する体育施設、歳入科目が多いことから、これまで「受付兼収入調定簿」を別途作成し、レジのジャーナルを添付していましたが、調定書に添付することといたしました。